

## 北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、北広島町地域づくりセンター（以下「センター」という。）を設置する。

### (名称及び所在地)

第2条 センターの名称及び位置は別表第1のとおりとする。

### (職員)

第3条 センターにセンター長その他必要な職員を置くことができる。

### (使用の許可)

第4条 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の許可をする場合において、必要に応じて条件又は制限を付すことができる。

### (使用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、センターの施設等の使用を許可してはならない。

- (1) 法第20条の規定によるセンターの目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 法第23条の規定に反すると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき又は町長が適当でないと認めるとき。

### (目的外使用の禁止)

第6条 第4条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を使用の許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用する権利を譲渡してはならない。

### (使用許可の取消し等)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長がセンターの管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 センターの使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第9条 町長は、公益上必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が、特別の理由があるとき、その一部又は全部を還付することができる。

(特別設備の許可)

第11条 使用者は、施設等を使用する場合において、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(原状回復義務)

第12条 前条の規定により、使用者は、使用を終わったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。使用の停止又は許可の取消し若しくは退所の処分を受けたときもまた同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があるとき、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日までに、合併前の芸北町公民館条例（昭和39年芸北町条例第212号）、千代田町公民館設置条例（平成4年千代田町条例第27号）又は豊平町公民館条例（昭和45年豊平町条例第25号）の規定になされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
北広島町芸北地域づくりセンター	北広島町川小田10075番地54
北広島町大朝地域づくりセンター	北広島町大朝2493番地
北広島町千代田地域づくりセンター	北広島町有田1220番地1
北広島町豊平地域づくりセンター	北広島町戸谷1113番地

別表第2（第8条関係）

別表第2—1 北広島町芸北地域づくりセンター

（単位：円）

室名	昼間		特別追加料金 (1時間)	
	基本料金 (4時間)	追加料金 (1時間)	電気料	暖房料
研修室	1,450	190	150	250
図書室	850	110	90	140
視聴覚室	1,550	200	160	270
会議室	850	110	90	140
郷土資料室	850	110	90	140

備考

- 1 基本料金とは、許可使用时间4時間までの額をいう。
- 2 昼間の使用料は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 追加料金は、使用时间4時間を超えて使用した1時間当たりの額とする。  
ただし、端数時間は1時間とする。
- 4 町民以外の者の使用については、この表に掲げる金額の倍額とする。

別表第2—2 北広島町大朝地域づくりセンター

（単位：円）

室名	1時間あたり使用料	冷暖房料（1時間あたり）
第1会議室	230	200
第2会議室		100
和室		
小会議室1		
小会議室2		
開明館ホール		
雲井座		
維精館	720	500

備考 町民以外の者の使用については、この表に掲げる金額の倍額とする。

別表第2—3 北広島町千代田地域づくりセンター

（単位：円）

時間	室名	大会議室	調理室	視聴覚室	その他各室
8:30~12:00		1,200	1,200	600	600

13:00～17:00	1,200	1,200	600	600
18:00～22:00	1,200	1,200	600	600

電灯・冷暖房料金表

(単位：円／1時間)

	礼法室	小会議室	調理実習室	機械室	大会議室
電灯料	15	15	25	15	80
冷暖房料	60	60	60	60	200
	学習室	視聴覚室	茶室	展示室	文化資料室
電灯料	15	15	15	15	15
冷暖房料	60	60	60	60	60

(町外利用者は倍額とする。)

別表第2-4 北広島町豊平地域づくりセンター

(単位：円)

使用区分 施設名	昼間		夜間	ガス使用料
	午前	午後		
大会議室	2,630	2,630	3,150	調理室における ガス使用料につ いては、1回につ き2,100
会議室 研修室 和室	各 1,580	各 1,580	各 2,100	
小会議室 講師控室	各 1,050	各 1,050	各 1,580	
調理室	2,100	2,100	2,630	

備考

- 1 暖房器具を使用した場合は、それぞれ使用料の5割増とする。
- 2 午前とは午前8時30分から正午までを、午後とは正午から午後5時までをいう、夜間とは午後5時から午後10時までをいう。
- 3 町民以外の者の使用については、この表に掲げる金額の倍額とする。